

EMCサイトのVCCI登録完了

10月からの新規制にも対応(1GHzから6GHzの周波数帯)

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」）多摩テクノプラザでは、EMCサイト・10m法電波暗室に関して、平成22年6月8日、一般財団法人VCCI協会よりVCCI登録サイトとして認定を受けました。登録設備は、電界強度測定設備、1GHz超電界強度測定設備、電源ポート伝導妨害波測定設備および通信ポート伝導妨害波測定設備です。これにより、国際規格に準拠したVCCIマークの取得に必要な成績証明書を発行いたします。

近年の電子機器の高速化に伴い、2010年10月より1GHzから6GHzの周波数帯の許容値が規格化されます（現在の測定範囲は30MHzから1GHz）。

都産技研の多摩テクノプラザに新設した10m法電波暗室は、VCCI協会の認定を受け**VCCIの規格に則った測定と成績証明書の発行が可能**となりました。**2010年10月から規制が施行される1GHz超の許容値の試験も可能**です。

都産技研は、情報処理装置、電気通信機器および電子事務用機器など、電子機器自身が放射する電磁波を許容値以下に抑えられるようEMC対策のご相談に応じます。

VCCI規格とVCCIマーク



VCCIマーク

VCCI規格は日本のVCCI協会が定めたパソコンやその周辺機器など情報処理装置から放出され、他の電子機器に悪影響を及ぼす電磁波ノイズに関する規格を定めた自主規制の規格です。国際規格のCISPR22等に準拠しています。

国産品、輸入品に限らず、国内で販売される情報処理機器等はVCCIの規定を満たしていればVCCIマークを付けることができます。ただし、VCCIマーク取得のためにはVCCI協会の会員になる必要があります。

VCCI規格を満たした製品を使用することで電子機器同士の電波障害を避けることができます。

登録証	
登録者	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター ＜会員番号 1098＞
設備名	多摩テクノプラザEMCサイト 10m法電波暗室 (1GHz超電界強度測定設備)
測定距離	3 m 上限周波数: 6 GHz
テストルーム直径	2.0 m
テストルーム高さ(上面)	2.0 m
テストルーム高さ(底面)	0.0 m
所在地	東京都昭島市東町3-6-1
当協会は標記設備が自主規制措置運用規程に基づき、測定設備として登録されたことを証明します。	
登録番号	G-197
登録年月日	2010年6月8日
有効期限	2013年6月7日
一般財団法人 VCCI協会	

VCCI登録証

■お問い合わせ先 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
 経営企画部 経営情報室 小山元子 TEL 03-3909-2431 FAX 03-3909-2590
 多摩テクノプラザ 電子・機械グループ 西野義典 TEL 042-500-1263 FAX 042-500-2397

URL: <http://www.iri-tokyo.jp>